

4月1日
から

自転車にも

交通反則通告制度「青切符」が導入されます

4月1日から、16歳以上の自転車運転者がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。改めて交通ルールを確認しましょう。

問い合わせ 防犯交通安全課 ☎内線 2534、FAX (50) 8438

交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に対して、交通反則告知書(通称「青切符」)が交付され、違反者が反則金を納付する制度です。

次のような違反行為は、反則金の支払いの対象となる可能性があります。

検挙される違反例と反則金

✕ 携帯電話の使用など
(運転中のながらスマホ)



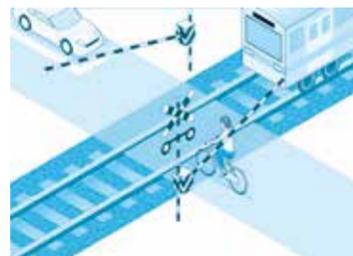
反則金 1万2000円

✕ 逆走、信号無視



反則金 6000円

✕ 遮断踏切立ち入り



反則金 7000円

✕ 一時不停止、無灯火、傘差し運転



反則金 5000円

✕ 並進、二人乗り



反則金 3000円

交通違反取り締まりの基本的な考え方

警察官が自転車の交通違反を認知したとき、基本的には現場で指導警告を行います。歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性が高い違反だった場合や、警察官の指導警告に従わず、違反行為を続けた場合に検挙を行います。



自転車の交通ルール

自転車安全利用 五 則

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

※自転車のルールなど詳細は、県の冊子「自転車ルールブック」をご覧ください



青切符についての詳細は、警察庁の冊子の自転車ポータルサイトのページへ

